

審議会等名称	北海道釧路保健所感染症診査協議会（結核部会）																							
開催日時	令和5年(2023年)4月26日（水曜日）17時00分～17時20分																							
開催場所	北海道釧路保健所 所長室																							
出席者	委員（5名） 説明者（保健所担当職員3名）																							
問い合わせ先	北海道釧路保健所健康推進課保健係 電話番号 0154-65-5824																							
会議記録	要約																							
要約した理由	感染症法第24条第3項に基づく患者個人に係る診査のため																							
内 容	<p>結核患者等の入院勧告、72時間以降の入院延長勧告、就業制限及び一般医療の公費負担申請等の診査について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>診 査 件 数 内 訳</th> <th>諮 問 件 数</th> <th>承 認 件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第18条（就業制限）</td> <td>3</td> <td>（報告）</td> </tr> <tr> <td>第19条（入院勧告）</td> <td>3</td> <td>（報告）</td> </tr> <tr> <td>第17条（就業制限）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第20条第1項（入院勧告）</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>第20条第4項（入院期間延長）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第37条の2（結核医療費）</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>			診 査 件 数 内 訳	諮 問 件 数	承 認 件 数	第18条（就業制限）	3	（報告）	第19条（入院勧告）	3	（報告）	第17条（就業制限）			第20条第1項（入院勧告）	2	2	第20条第4項（入院期間延長）			第37条の2（結核医療費）	2	2
診 査 件 数 内 訳	諮 問 件 数	承 認 件 数																						
第18条（就業制限）	3	（報告）																						
第19条（入院勧告）	3	（報告）																						
第17条（就業制限）																								
第20条第1項（入院勧告）	2	2																						
第20条第4項（入院期間延長）																								
第37条の2（結核医療費）	2	2																						